



山形県公報

平成16年6月25日(金)

号 外 (46)

目 次

条 例

- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 2
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) … 3
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …同
- 山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …同
- 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例…………… (同) … 4
- 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例…………… (同) … 5
- 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (保健薬務課) …同
- 興行場法施行条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県国民宿舎条例等の一部を改正する条例…………… (観光振興課) …同
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例… (都市計画課) … 6

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第38号) (人事課)

県の組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (人事課)
 - 1 都市計画法等に基づく事務のうち市街化調整区域に係るものは、鶴岡市が処理することとした。
 - 2 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第40号) (財政課)
 - 1 砂利採取計画認可申請手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第253号関係)
 - 2 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第386号関係)
 - 3 建設業法施行令等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条第1項第39号及び第5条関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成16年8月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (税政課)
 - 1 県民税に係る老年者控除を廃止することとした。(第33条関係)
 - 2 平成16年度及び平成17年度に新車新規登録から11年(ガソリン車又はLPG車については13年)を経過した自動車について、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)

- を、その翌年度以後について講ずることとした。（附則第15条の3第1項関係）
- 3 特殊法人の独立行政法人化に伴い、規定の整備を行うこととした。（第80条の5関係）
 - 4 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。ただし、2の改正は同年4月1日から、3の改正は平成16年7月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（税政課）
- 1 農村地域工業等導入地区における課税免除の適用期限を平成18年3月31日までとすることとした。（第2条関係）
 - 2 租税特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（税政課）
- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（保健薬務課）
- 独立行政法人国立病院機構の成立等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 興行場法施行条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（保健薬務課）
- 1 喫煙所に係る営業者が講ずべき措置の基準を緩和することとした。（第3条第3号関係）
 - 2 興行場内での喫煙を禁止する場合には、その旨を入場者の見やすい場所に表示しなければならないこととした。（第3条第4号関係）
- ◇ 山形県国民宿舎条例等の一部を改正する条例（県条例第46号）（観光振興課）
- 社団法人山形県観光協会の名称の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（都市計画課）
- 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第38号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条の7第1項第2号中「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に改める。

第8条の2第1項中「、高等技術専門校」を削る。

第12条の2第1項中「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に、「高等技術専門校」を「職業能力開発専門校」に改める。

第12条の3第1項中「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第39号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第23項市町村の欄中「酒田市」を「鶴岡市、酒田市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に知事がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもので、改正後の第2条第1項の表第23項に掲げる事務に係るもの（鶴岡市の区域に係るものに限る。）は、同日以後においては、鶴岡市の長がした処分等とみなす。次項の規定により従前の例によることとされる事務に係る処分等についても、当該処分等の日以後において、同様とする。

3 この条例の施行の際現に知事に対してされている申請その他の行為に係る改正後の第2条第1項の表第23項に掲げる事務（鶴岡市の区域に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第40号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第39号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改め、同項第253号中「37,000円」を「37,700円」に改め、同項第386号中「13,900円」を「15,100円」に改める。

第5条中「還付しない」を「法令に特別の定めがある場合を除き、還付しない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第253号の改正規定は、平成16年8月1日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第41号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第33条中「、老年者控除額」を削る。

第67条の2第1項第2号中「又は附則第12条の2第1項」を「、附則第12条の2第1項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第12条の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」に、「当該」を「これらの」に改める。

第80条の5第1項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）第21条第1項第2号イ若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「又は独立行政法人

中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「第39条の5第1項」を「第39条の5」に、「若しくは所属員」を「又は所属員」に改め、「又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で施行令第39条の5第2項に定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削り、同条第2項中「又は商工組合」を削る。

附則第15条の3第1項中「次項」を「次項及び第3項」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 平成6年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成4年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成17年度

(5) 平成7年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成5年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前4号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成18年度

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第67条の2第1項第2号の改正規定及び附則第15条の3第1項の改正規定（同項に2号を加える部分を除く。）は公布の日から、第80条の5の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は平成16年7月1日から、附則第15条の3第1項の改正規定（同項に2号を加える部分に限る。）及び附則第5項の規定は平成17年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の第33条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、改正後の山形県県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正前の第80条の5第1項に規定する資金の貸付けを受けて、平成16年7月1日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 改正後の附則第15条の3第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第42号

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例（昭和47年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「33年以内」を「平成18年3月31日まで」に、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）」に改め、同条第2号中「租税特別措置法」を「平成16年改正法附則第25条第5項又は第40

条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第43号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例（平成12年7月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号」を「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第44号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表第5号中「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改め、同号を同表第4号とし、同表中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第45号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「各階に1箇所以上喫煙所を設けるとともに」を「喫煙所以外の場所で入場者に喫煙させないこと。また」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 場内での喫煙を禁止する場合にあつては、その旨を入場者の見やすい場所に表示すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民宿舎条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第46号

山形県国民宿舎条例等の一部を改正する条例

(山形県国民宿舎条例の一部改正)

第1条 山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条中「社団法人山形県観光協会」を「社団法人山形県観光物産協会」に改める。

（山形県県民の海・プール条例の一部改正）

第2条 山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「社団法人山形県観光協会」を「社団法人山形県観光物産協会」に改める。

（山形県観光情報センター条例の一部改正）

第3条 山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社団法人山形県観光協会」を「社団法人山形県観光物産協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第47号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「による第一種電気通信事業」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。